



信用保証ミニガイド

平成30年10月1日現在

山形県信用保証協会

<http://www.ysh.or.jp/>

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル内

本店営業部

(保証第一課・保証第二課)

TEL 023-647-2240 FAX 023-646-2883
 米沢支店 TEL 0238-23-7630 FAX 0238-24-5647
 鶴岡支店 TEL 0235-22-6122 FAX 0235-24-6388
 酒田支店 TEL 0234-22-7644 FAX 0234-24-3315
 新庄支店 TEL 0233-22-3171 FAX 0233-22-7035
 長井支店 TEL 0238-84-1674 FAX 0238-84-1012

保証協会を利用できる方

県内に住所（本店）または事業所がある中小企業者の方。またはこれらの事業者で組織する組合がご利用いただけます。

【企業規模】

法人の場合は、資本金、従業員のいずれか一方が該当すればご利用になれます。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
(医療を主たる事業とする法人)	(制限なし)	(300人以下)
政令指定業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

【業種】

次の業種を除き、一般にいう商工業者の方ほとんどが対象になります。（許認可を要する事業を営んでいる場合は、これを受けていることが必要です）

特定非営利活動法人は、従業員について製造業300人以下、卸売業、サービス業100人以下、小売業（飲食業含む）50人以下のものが対象となります。資本金についての規模要件はありません。

※保証対象とならない業種・法人格

農業、林業（素材生産業、同サービス業を除く）漁業、畜産業（養鶏・養豚・牧畜）、風俗営業飲食業（ただし「特定遊興飲食店営業」を営んでいる場合を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、易断業、観相業、パチンコホール、競輪・競馬等関連、集金・取立業（公共料金以外）、芸妓業（置屋、検番を除く）興信所、性風俗特殊営業、宗教・政治・経済・文化団体、学校法人、社会福祉法人（医療を主たる事業とするもの以外）。

信用保証料体系

中小企業の経営状況に応じた9区分の料率体系となります。

【責任共有対象保証料率】

(単位：年率%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
特殊保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39

特殊保証料率とは、カードローン、小規模事業者カードローン、当座貸越、手割根保証、簡易根保証に適用される料率です。

【責任共有対象外保証料率】

(単位：年率%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

【主な保証制度の信用保証料率】

(単位：年率%)

一般保証	0.45~1.90
小口零細企業保証	0.50~2.20
カードローン	0.39~1.62
小規模カードローン	0.39~1.62
当座貸越根保証	0.39~1.62
県特	0.45~1.90
季節資金	0.45~1.90 (制度割引0.05%あり)
流動資産担保融資保証	0.68
特定社債保証	0.45~1.90
セーフティネット保証1~4、6号	1.00 (制度割引0.2%あり)
セーフティネット保証5、7、8号	0.85 (制度割引0.17%あり)
経営力強化保証	責任共有 0.45~1.75 責任共有外 0.50~2.00
改善サポート保証	責任共有 0.80 責任共有外 1.00

次の割引要件に該当する場合には、割引料率が適用されます。

割引要件	基準	割引率
会計割引	会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類（登記事項証明書等）の提出があった方	▲ 0.10%
有担保割引	土地・建物等の担保提供がある方（担保の提供がある方で対象となる保証制度利用の場合）	▲ 0.10%
新規割引	新規に協会を利用された方（一般保証（信用）のみ）	▲ 0.05%

保証限度

保証協会を利用できる保証限度の合計額は次の通りです。

個人・法人	2億8,000万円
組合等	4億8,000万円

保証制度によっては、このほかに別枠で限度が定められているものもあります。
 (注) 関連企業とみなされる場合は、関連企業群の合計で1企業の限度額の2倍まで。実質的に同一企業とみなされる場合は、関連企業群の合計で1企業の限度額となります。

連帯保証人

連帯保証人は次のような場合を除き原則として、個人は不要、法人は代表者以外不要です。

- 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

【経営者保証に関するガイドライン】に基づく対応

「経営者保証に関するガイドライン」において求められている要件が将来に亘り充足すると見込まれる場合は、取扱金融機関における経営者保証の対応や、財務状況等を踏まえて、連帯保証人に経営者保証を不要とする対応を行っています。

- 金融機関連携型【BK連携型】
申込金融機関にて、以下の要件を充足している場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができ、(要件1) 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある
(要件2) 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を本保証付き融資と同時に実行する
(要件3) 「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」かつ「直近決算期において債務超過でないこと」
※(要件1) (要件2) についてはどちらか一方を充足する。
※(要件3) については、原則として、直近2期の決算書上の財務数値で計算する。
※添付書類「金融機関との連携により経営者保証の不要とする取扱い」確認書
- 財務要件型無保証人保証制度【財務型】
「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合は、経営者保証を不要とすることができ、
※添付書類「財務要件型無保証人保証制度 資格要件確認書」担保充足型【担保型】
申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、当該保証付融資に対して、十分な保全が図られる場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができる（信用保証協会の担保評価に基づき、100%以上の保全が図られることが必要）。

【期中時】
原則として、期中時に経営者保証を不要とする場合は、【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換を行う。なお、【BK連携型】は条件変更による取扱いも可とする。
※【BK連携型】による条件変更の場合は、「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書の提出が必要
※【BK連携型】に基づく条件変更による経営者保証の解除を行う場合、信用保証委託契約書の変更契約手続きが必要

許認可の確認を必要とする業種（51業種）

次の業を営んでいる場合は、許認可の確認をさせていただきます、その写しの提出をお願いします。

	業種	
建設 不動産	建設業（注1）	電気工事業
	建築士事務所	測量業
	砂利採取業	採石業
食料品 飲 食	宅地建物取引業	
	食料品製造業	食料品販売業
酒 類	飲食店、喫茶店	
	酒類製造業	酒母・もろみ製造業
酒類販売業		
	酒類販売業	
廃棄物	一般廃棄物処理業	産業廃棄物処理業
	特別管理産業廃棄物処理業	浄化槽清掃業
ガソリン ガ ス	第1種高压ガス製造業	揮発油販売業
	揮発油特定加工業	軽油特定加工業
液化石油ガス販売業		
	液化石油ガス販売業	
医薬品 医療機器	薬局	医薬品販売業
	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業
	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	医療機器・体外診断用医薬品製造業
	再生医療等製品製造販売業	再生医療等製品製造業
	再生医療等製品製造販売業	再生医療等製品製造業
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	医療機器修理業
	再生医療等製品販売業	再生医療等製品販売業
	一般旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業
	一般貨物自動車運送事業	自家用有償旅客運送事業
特定貨物自動車運送事業		
古物・家畜	古物営業	家畜商
人材派遣	有料職業紹介事業	労働者派遣事業
サービス その他	旅館業	住宅宿泊事業
	住宅宿泊管理業	住宅宿泊仲介業
	浴場業	病院、診療所、助産所
	興行場（映画館、劇場）	自動車分解整備事業

（注1）建設業の中でも、小規模な建設工事のみを請け負う方については許認可は不要です。（この場合は請負工事高等を確認し、信用保証委託申込書に「1件当たりの最高請負額」の記入が必要です）

建築一式工事	1件当たり1,500万円未満
木造住宅工事	延面積150㎡未満
建築一式工事以外	1件当たり500万円未満

申込時に必要な書類

必要に応じ別途書類を提出いただく場合があります。

信用保証委託申込書（実印）	
信用保証依頼書	
個人情報の取扱いに関する同意書（原則実印）	残高照会・事前協議時の同意書はその写
申込人（法人・個人）および連帯保証人の印鑑証明書（写し）	3か月以内発行のもの、特定社債保証制度は原本
信用保証委託契約書（実印）	
申込人（企業）概要※	1年以内に作成されたもの 金融機関所定の様式を添付し、補完することも可
納税証明書（申込人、連帯保証人）（原本に限る）	5年以内発行のもの 特定社債保証制度は、申込の都度必要 特別小口の場合は申込日以前1年間に納期の到来したもの
固定資産課税台帳（申込人、連帯保証人）（写）	5年以内発行のもの または、固定資産・都市計画法（土地・家屋）納税通知書（課税明細書含む）（写）でも可とする。
決算書（確定申告書）（写）	2期分（原則税務署の受付印（電子申告の場合は受信通知の写しを添付）のあるもの、勘定科目明細等一式）
残高試算表	最近のもの
許認可証等（写）必要業種のみ	有効期間内のもの
履歴事項全部証明書（写）法人のみ	5年以内発行のもの （株式会社は最終登記日から12年を経過していないもの） 特定社債保証制度は、申込の都度必要
資金使途明細表	金融機関所定の様式で可
最近の資金繰実績・予定表※	金融機関所定の様式で可
償還能力、要償還債務明細表※	金融機関所定の様式で可
預金・割引手形・借入金明細表※	金融機関所定の様式で可
見積書、売買契約書等	設備資金の場合
不動産担保調査表	不動産担保の場合 金融機関所定の様式で可
担保手形写・明細書・信用調べ	商業手形（割引）の場合
受注工事明細表（建設業の場合）※	金融機関所定の様式で可
認定書	県商工業振興資金・別枠保証等利用の場合
意見書	県特・特別小口利用の場合
その他組合員名簿等必要に応じご提出いただく場合があります。	

※が付されたものについては、当協会ホームページ（<http://www.ysh.or.jp/>）に様式を掲載しております。

短期継続型保証（たんけい）

反復継続を前提とし、1年毎に最大4回の更新、最長5年間継続利用ができ、返済負担を増やすことなく資金繰りの安定を図ることができる短期資金の制度です。

保証限度 運転資金 100万円以上5,000万円以内（ただし、平均月商の2ヵ月以内とし、1企業1口まで）

保証期間 1年以内

保証料率 0.45%～1.90%

保証人 法人：原則代表者 個人：原則不要

担保 必要な場合があります

要件	保証対象要件に該当し、(1)～(3)全ての要件を満たす中小企業者
	(1) 1期以上の決算または確定申告を行っている方
	(2) ①法人の場合、直近決算において経常利益を計上している方 ②個人の場合、青色申告で直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が200万円以上計上している方
(3) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していない方	

創業関連保証

新たに事業を開始する個人・法人もしくは事業を開始して間もない個人・法人のための制度です。

保証限度 2,000万円（再挑戦支援を含む）※

保証期間 運転資金10年 設備資金10年

保証料率 1.00%

保証割合 100%（責任共有対象外）

保証人 法人：原則代表者 個人：原則不要

担保 不要

対象者 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方
②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画のある方
③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立する会社が、事業を開始する具体的計画がある方
④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方
⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方
⑥中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方

※創業等関連保証を併用した場合は合計して3,500万円まで

流動資産担保融資保証（ABL）

中小企業者が保有する売掛債権（売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権等）や棚卸資産（商品、製品在庫、原材料等）を担保として融資を受けるための制度です。

保証限度 別枠2億円（借入限度 2億5,000万円の80%）

保証期間 根保証1年 個別保証1年以内

保証料率 基準料率0.68%

貸付形式 根保証…当座貸越 個別保証…手形貸付

保証人 法人：原則代表者 個人：原則不要

担保 根保証…売掛債権・棚卸資産 個別保証…売掛債権
担保とした売掛債権・棚卸資産については民法が定める「對抗要件の具備」により次のいずれかの手続が必要です。（売掛債権…①通知 ②承諾 ③登記、棚卸資産…動産譲渡登記）

小口零細企業保証

小規模事業者の金融の円滑化を図るための制度です。

対象者 常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）5人）以下の小規模事業者

保証限度 2,000万円

既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円以内

保証割合 100%（責任共有対象外）

保証料率 0.50～2.20%

保証期間 運転資金7年・設備資金7年

保証人 法人：原則代表者 個人：原則不要

担保 原則不要

小規模事業者カードローン根保証（ミニカードローン）

小規模事業者の方が、一定の貸越極度額と取引期間内に反復継続して貸越を利用できる制度です。

保証限度 50万円以上300万円

保証期間 1年または2年

保証料率 0.39～1.62%

返済方法 随時弁済

保証人 法人：原則代表者 個人：原則不要

担保 不要

要件	①常時使用する従業員が20名（商業・サービス業は5名）以下であること
	②同一事業の経歴1年以上で、1期以上の決算を行っていること
	③最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと
	④本制度及び事業者カードローン当座貸越根保証の利用がないこと

当座貸越根保証

個人・会社・企業組合・協業組合の方が、一定の貸越極度額と取扱期間内に反復継続して貸越を利用できる制度です。

対象者 同一事業の業歴が3年以上、2期以上の確定申告もしくは決算を行い、申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上ある方

期間 1年または2年

保証料率 0.39～1.62%

返済方法 約定弁済または随時弁済

【カードローン】

保証限度 100万円以上2,000万円

保証人 法人：原則代表者 個人：原則不要

担保 原則不要

個人の場合

要件要件（いずれか）	①CRDスコアリングが基準以上
	②金融機関格付が①同等以上
	③青色申告であり、直近の申告において申告所得を計上し、かつ自己名義不動産を所有する

法人の場合

要件要件（いずれか）	①CRDスコアリングが基準以上
	②金融機関格付が①同等以上

【当座貸越】

保証限度 100万円以上2億8,000万円

保証人 法人：原則代表者 個人：原則不要

担保 5,000万円を超えるものは原則必要

個人の場合

要件要件（いずれか）	①CRDスコアリングが基準以上
	②金融機関格付が①同等以上
	③青色申告であり、直近の申告において申告所得300万円以上計上し、かつ自己名義不動産を所有する
	④青色申告であり、直近の申告において申告所得100万円以上計上し、不動産担保の提供がある

法人の場合

要件要件（いずれか）	①CRDスコアリングが基準以上
	②金融機関格付が①同等以上

発展支援長期保証（はってん）

県内経済において中核的役割を担う企業等を対象に、大口無担保で最大2億円まで資金調達ができ、最長7年間期日一括返済も可能で、返済負担を増やすことなく設備投資や運転資金の調達ができる制度です。

対象者 保証対象要件に該当し、次の全ての要件に該当する会社又は医業を主たる事業とする医療法人等

2億円（ただし、平均月商の3ヵ月以内）

保証限度 1年以上7年以内（据置期間に制限はありません）

保証料率 基準料率0.35%～1.05%（通常の保証料率より0.1%割引）

返済方法 元金均等分割返済または一括返済

保証人 原則として、法人代表者

担保 原則不要

対象者 保証対象要件に該当し、次の全ての要件に該当する会社又は医業を主たる事業とする医療法人等

要件 (1) 引き続き2年以上事業を営む方
(2) 確定申告書（決算書）の写しを直近2期分提出

できる方

(3) 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスクデータベース（CRD）を活用した保証料区分が第5区分以上の方

(4) 保証申込直前期の決算において、下表の基準を満たす方

※②及び③については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当する必要があります。

	指 標	基 準
①	純資産額	3,000万円以上
②	自己資本比率	15%以上
	純資産倍率	1.5倍以上
③	使用総資本事業利益率	5%以上
	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.0倍以上

中小企業特定社債保証制度（協会と制度覚書を締結している金融機関）

中小企業の皆様の資金調達の多様化を図るため、保証協会が一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債（私募債）について保証を行う制度です。

保証限度 別枠 4億5,000万円（経営安定関連・危機関連を除く、普通・無担保保証との合計で5億円以内）

発行限度額 5億6,000万円（80%の部分保証）

保証期間 2～7年

返済方法 期限一括償還または定時償還

保証料率 基準料率0.45%～1.90%

担保 2億円を超えるものは原則必要

保証人 共同保証人のみ

申込に当たっては基準1～3があります。①の要件を満たす方で、②または③のいずれかが該当し、かつ、④または⑤のいずれかに該当する必要があります。

項 目	基準1	基準2	基準3	計算式
①純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	純資産勘定
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産/(純資産+負債)×100
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	純資産/資本金
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(営業利益+受取利息+受取配当金)/総資産×100
⑤インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	(営業利益+受取利息+受取配当金)/(支払利息+割引料)